

- 農業改良助長法に基づき、国は「協同農業普及事業の運営に関する指針（運営指針）」を制定（令和2年8月）
- 県は「運営指針」を基本として「協同農業普及事業の実施に関する方針（実施方針）」（R3～R8）を策定（令和2年12月 暫定版）
- 「実施方針」の策定に当たり「第3期みやぎ食と農の県民条例基本計画」（R3～R12）の内容を反映

第1 普及指導活動の課題と取組

- みやぎの農業を担う次代の人材育成と革新技術の活用等による生産基盤の強化**
 - 先進的経営体や地域の核となる経営体の育成及び経営の安定化・高度化支援
アグリビジネス経営体、認定農業者、法人化、農地集積・集約化、経営改善、経営継承等
 - 新たな担い手の確保・育成と多様な人材の活躍支援
新規就農者、多様な人材の育成、女性の活躍、農福連携の取組、企業参入等
 - 先端技術等の推進・普及による農業経営の効率化・省力化支援
アグリテックの推進、省力・低コスト化技術の普及、生産性の高い農業経営者等
 - 園芸産出額の増大に向けた園芸産地の育成・強化支援
施設園芸技術の普及、大規模露地園芸の振興、既存産地の維持・拡充
 - 収益性の高い水田農業・畜産経営の展開支援
高収益作物の導入、売れる米づくり、麦・大豆の安定生産、自給飼料の生産基盤強化等
- 時代のニーズに対応した農畜産物の安定供給**
 - みやぎの食と農への理解促進と安全・安心な農畜産物生産の取組支援
生産者と消費者の交流、地産地消、GAPの取組、農薬の適正使用等
 - 多様化する需要の変化に対応した生産・販路拡大への取組支援
食の外部化・簡便化への対応、バリューチェーンの構築等
- 多彩な「なりわい」の創出や多様な人材・機関との連携による持続可能な農業・農村の構築**
 - 地域資源や地域の特色を活かした営農・所得確保等に向けた取組支援
農畜産物の加工・直売、体験農園、農家レストラン、農泊、新たな商品開発等
 - 関係機関等との連携強化と合意形成による地域農業の維持・発展支援
人農地プランの推進、地域コミュニティの維持強化、野生鳥獣被害対策等
 - 環境に配慮した持続可能な農業生産の取組支援
異常気象への対応、IPM、耕畜連係、環境に配慮した農業生産の取組等
 - 大規模自然災害等からの復旧・復興に向けた支援
東日本大震災・大規模自然災害等からの復旧・復興、新たな感染症対策への対応等

第2 普及指導員の配置に関する事項

- 普及事業実施機関の設置
農業経営及び農村生活の改善に関する普及指導、関連する情報の提供等を行うため、普及指導センター、農業革新支援センターを設置。
- 普及指導員の配置に関する考え方
地域に適した先進的な技術の導入、地域農業の重点的な課題解決に取り組む普及指導員を普及センターに配置
普及指導員の資質向上や普及活動の支援等を行う農業革新支援専門員を配置
- 普及指導手当
- 農業大学校の教育担当者
人材育成に向けて、農業大学校の設置、農業大学校への普及指導員資格有する職員の配置

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

- 計画的な人材育成
- 普及指導員の研修強化

普及指導員の資質向上に向けて、人材育成計画の作成や研修体系、研修計画等を作成し実施

第4 普及指導活動の方法に関する事項

- 農業者支援の充実・強化に向けた普及指導員の活動方法
 - 普及センターに配置する普及指導員の活動方法
 - 農業革新支援専門員の活動方法
- 関係機関等との連携
 - 民間等との役割分担と連携
 - 先進的な農業者との協働
 - 試験研究機関、農業者研修教育施設及び行政機関等との連携
 - 普及指導協力委員の活用
- 普及活動の効率的な運営
 - 普及指導計画の作成による計画的な普及指導活動
 - 普及指導対象の重点化
 - 普及指導課題の重点化
 - 普及指導活動でのICT等の活用
 - 内部評価の実施
 - 外部評価の実施
- 調査研究活動・研究会の充実強化

第5 農業研修教育の充実強化

- 就農支援の取組の推進等
- 農業大学校における教育
- 学校教育との連携と農業体験学習等への取組
- 社会人等への研修機会の提供

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

- 地域の課題解決に向けた各種行政施策への対応
 - 行政施策の推進
 - 行政施策の普及指導計画への位置付け
- 農業改良普及推進協議会の設置